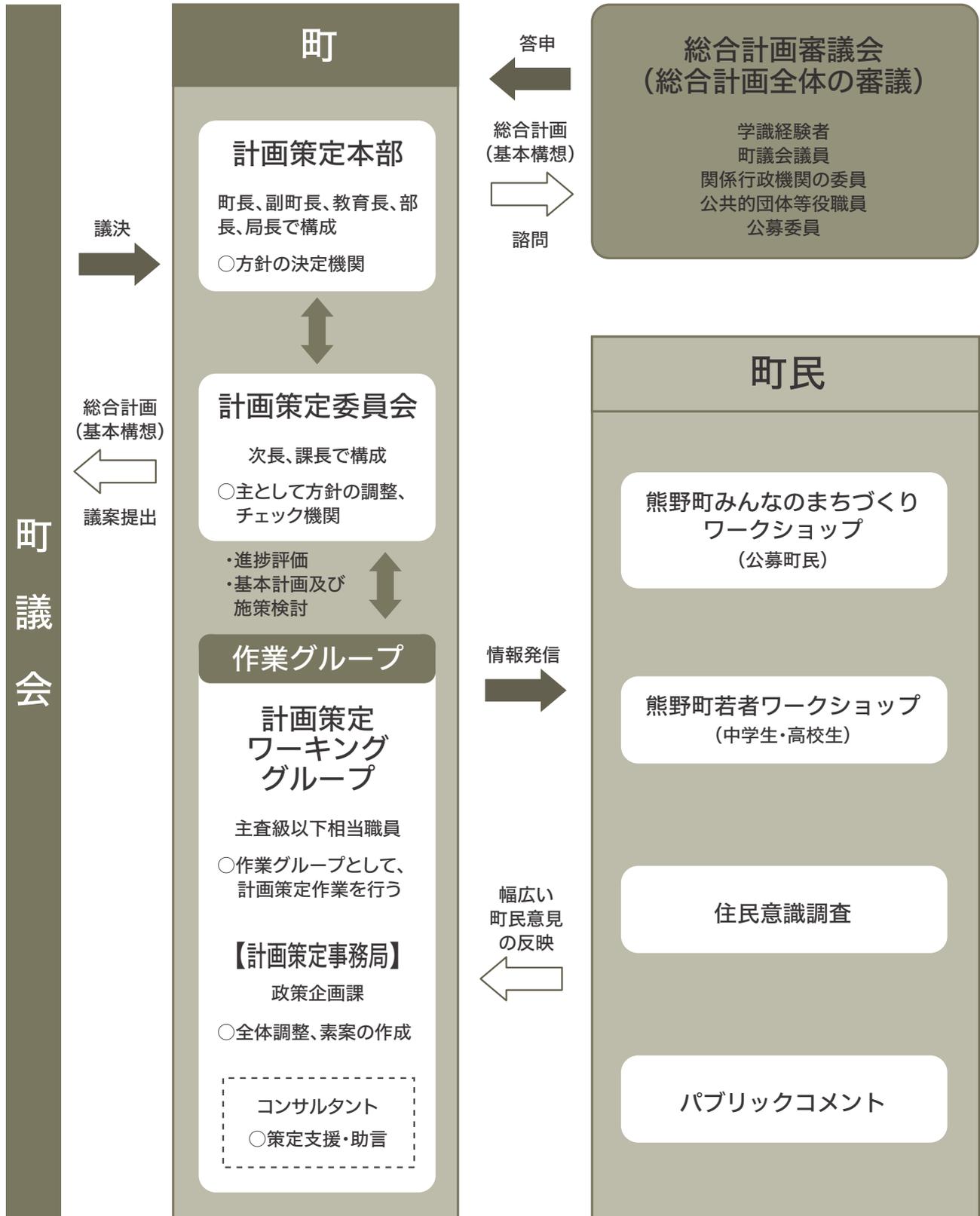


資料編

第1節

策定体制・策定経過

第1項 策定体制



第2項 策定経過

| 年月日 | 項目 | 内容 |
|---------------|--------------------|-----------------------------------|
| 令和元年8月6日 | ワーキンググループ会議(第1回) | 総合計画策定方針案、住民アンケート調査項目の検討 |
| 8月14日 | ワーキンググループ会議(第2回) | アンケート調査項目の検討 |
| 8月21日 | 策定委員会会議(第1回) | アンケート調査項目の検討・調整 |
| 9月6日 | 策定本部会議(第1回) | 策定方針の確認、アンケート調査項目の確認・調整 |
| 9月18日 | 審議会(第1回) | 策定方針の説明、アンケート調査の審議 |
| 10月10日～10月23日 | 住民意識調査の実施 | 18歳以上の熊野町住民2,500人 |
| 10月28日 | 若者ワークショップ(第1回)の実施 | 熊野町の中高生58人参加 |
| 12月12日 | 若者ワークショップ(第2回)の実施 | 熊野町の中高生62人参加 |
| 12月20日 | 審議会(第2回) | 第6次熊野町総合計画に関する住民意識調査、各種調査等について |
| 令和2年1月11日 | 町民ワークショップ(第1回)の実施 | 熊野町民18人参加 |
| 1月25日 | 町民ワークショップ(第2回)の実施 | 熊野町民18人参加 |
| 1月27日 | 町長ヒアリングの実施 | 人口推計・各施策等について |
| 2月10日 | ワーキンググループ会議(第3回) | 基本構想案、将来像について |
| 2月17日 | 策定委員会会議(第2回) | 基本構想案、将来像について |
| 2月19日 | 策定本部会議(第2回) | 基本構想案、将来像、国土強靱化地域計画について |
| 3月17日 | 審議会(第3回) | 第6次熊野町総合計画 基本構想について |
| 7月2日 | ワーキンググループ員総合計画素案確認 | |
| | 策定委員会委員総合計画素案確認 | |
| 8月17日 | 策定本部会議(第3回) | 総合計画素案について |
| 8月20日 | 審議会(第4回) | 総合計画素案について |
| 8月25日 | ワーキンググループ会議(第4回) | 総合計画素案について |
| 9月4日 | 策定委員会委員総合計画素案確認 | |
| 10月26日 | 策定本部会議(第4回) | 総合計画素案、国土強靱化地域計画について |
| 10月30日 | 審議会(第5回) | 総合計画素案、国土強靱化地域計画について |
| 11月25日～12月24日 | パブリックコメントの実施 | 意見提出なし |
| 令和3年1月25日 | 策定本部会議(第5回) | 総合計画案、国土強靱化地域計画、パブリックコメント実施結果について |
| 1月28日 | 審議会(第6回) | 総合計画案、国土強靱化地域計画、パブリックコメント実施結果について |
| 2月15日 | 策定本部会議(第6回) | 総合計画決定、答申について |
| 2月19日 | 審議会(第7回) | 総合計画決定、答申について |
| 3月9日 | 令和3年第1回熊野町議会定例会 | 基本構想の策定について議案提出 |

第3項 熊野町総合計画策定条例

○熊野町総合計画策定条例

令和元年6月12日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、熊野町総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想と基本計画からなる。
- (2) 基本構想 本町の将来像及びこれを実現するための基本的な理念を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するため、事業の内容を具体的に定める等必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、熊野町総合計画審議会条例(昭和53年熊野町条例第7号)に規定する熊野町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画の策定)

第7条 基本計画は、町長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

2 町長は、総合計画の実施状況について、定期的に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(熊野町総合基本計画審議会条例の一部改正)

第2条 熊野町総合基本計画審議会条例(昭和53年熊野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

第2節

熊野町総合計画審議会

第1項 熊野町総合計画審議会条例

昭和53年3月20日

条例第7号

改正 昭和58年3月14日条例第6号 平成14年3月18日条例第10号
平成21年4月1日条例第6号 平成24年3月12日条例第3号
令和元年6月12日条例第2号 令和2年3月16日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、熊野町総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、熊野町総合計画に関する審議を行うため、熊野町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 関係行政機関の委員
- (3) 公共的団体等の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任される。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月14日条例第6号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月18日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月12日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月12日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月16日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項 熊野町総合計画審議会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 | 備 考 |
|-------|------------------------|-----|
| 高井 広行 | 元近畿大学工学部教授 | 会 長 |
| 大瀬戸宏樹 | 熊野町議会議長 | 副会長 |
| 竹爪 憲吾 | 熊野町議会 総務厚生常任委員会委員長 | |
| 片川 学 | 熊野町議会 文教常任委員会委員長 | |
| 光本 一也 | 熊野町議会 産業建設常任委員会委員 | |
| 田中 貴宏 | 広島大学大学院工学研究科教授 | |
| 大竹美枝子 | 熊野町教育委員会委員 | |
| 坊田 信子 | 熊野町民生委員・児童委員協議会 主任児童委員 | |
| 宮田 丈士 | 熊野町商工会会長 | |
| 竹森 臣 | 熊野筆事業協同組合理事長 | |
| 栗原 君子 | 熊野町自治会連合会会長 | |
| 山野千佳子 | 熊野町女性会会長 | |
| 小松富士夫 | 熊野町社会福祉協議会会長 | |
| 小田原勝好 | 安芸農業協同組合代表理事組合長 | |
| 二段 友貴 | 公募委員 | |

第3項 諮問・答申

■諮問

令和2年3月17日

熊野町総合計画審議会
会長 高井 広行 様

熊野町長 三村 裕史

第6次熊野町総合計画基本構想について(諮問)

このことについて、熊野町総合計画策定条例(令和元年条例第2号)第5条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

■答申

令和3年2月19日

熊野町長 三村 裕史 様

熊野町総合計画審議会
会長 高井 広行

第6次熊野町総合計画基本構想について(答申)

令和2年3月17日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会において総合計画全体を踏まえて審議した結果、適当と認めます。

なお、計画の内容を町民に広く周知するため、用語の使い方等に配慮した分かりやすい計画書とされることを要望します。

第3節

住民意識調査

第1項 住民意識の把握

1 住民意識調査の結果概要

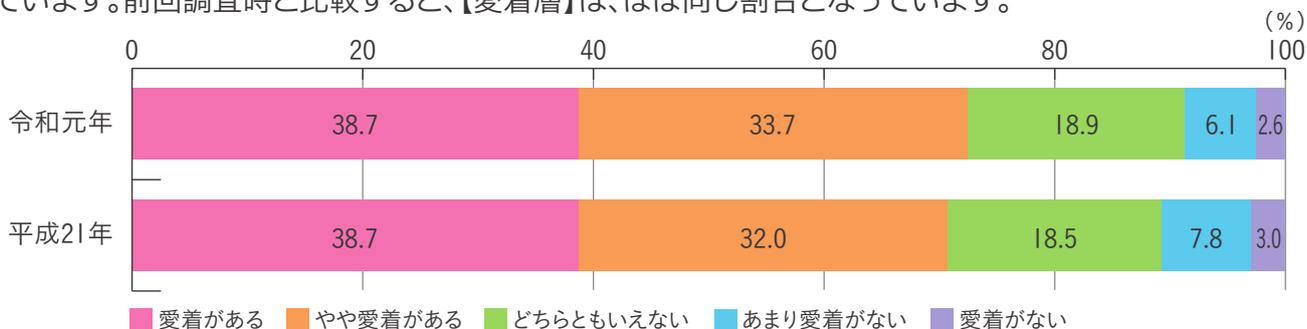
町民のまちづくりに対する意向を把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

| | 令和元年調査 | 【参考】平成21年調査 |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 調査対象者 | 無作為に抽出した18歳以上の熊野町住民2,500人 | |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収による郵送調査方法 | |
| 調査期間 | 令和元年(2019年)10月10日～10月23日 | 平成21年(2009年)7月24日～8月17日 |
| 配布・回収状況 | 配布数 2,500件 回収数 1,140件 回収率 45.6% | 配布数 2,500件 回収数 1,148件 回収率 45.9% |

2 結果の概要

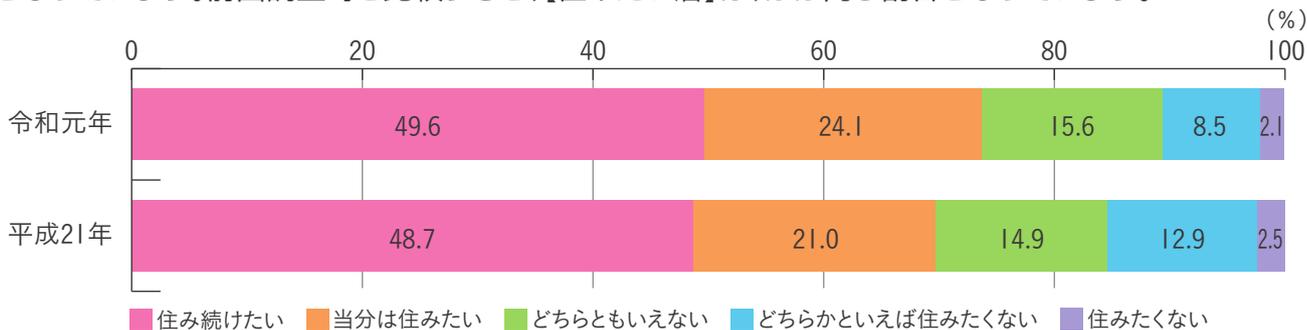
①熊野町への愛着度

「愛着がある」が38.7%で最も高くなっています。次いで「やや愛着がある」が33.7%、「どちらともいえない」が18.9%が続いています。【愛着層(「愛着がある」+「やや愛着がある」)】が7割近くとなっています。前回調査時と比較すると、【愛着層】は、ほぼ同じ割合となっています。



②熊野町への定住意向

「住み続けたい」が49.6%で最も高くなっています。次いで「当分は住みたい」が24.1%、「どちらともいえない」が15.6%が続いています。【住みたい層(「住み続けたい」+「当分は住みたい」)】が約7割となっています。前回調査時と比較すると、【住みたい層】は、ほぼ同じ割合となっています。

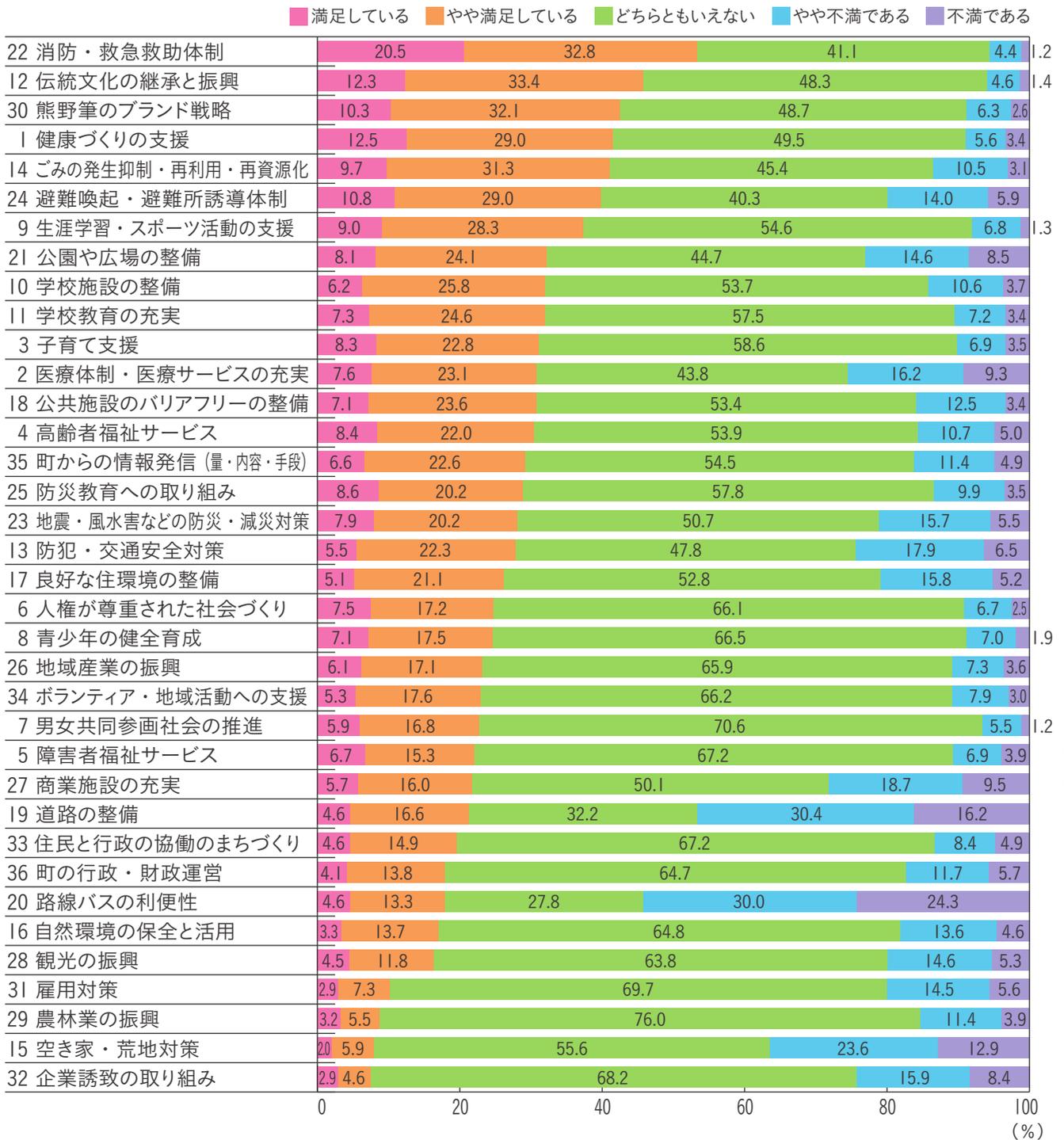


③施策の満足度

施策の満足度では、「消防・救急救助体制」が最も高く、続いて「伝統文化の継承と振興」「熊野筆のブランド戦略」などと続いています。

施策の不満足度でみると、「路線バスの利便性」「道路の整備」が群を抜いて高くなっています。また、「商業施設の充実」「医療体制・医療サービスの充実」「防犯・交通安全対策」などで比較的不満が高くなっています。

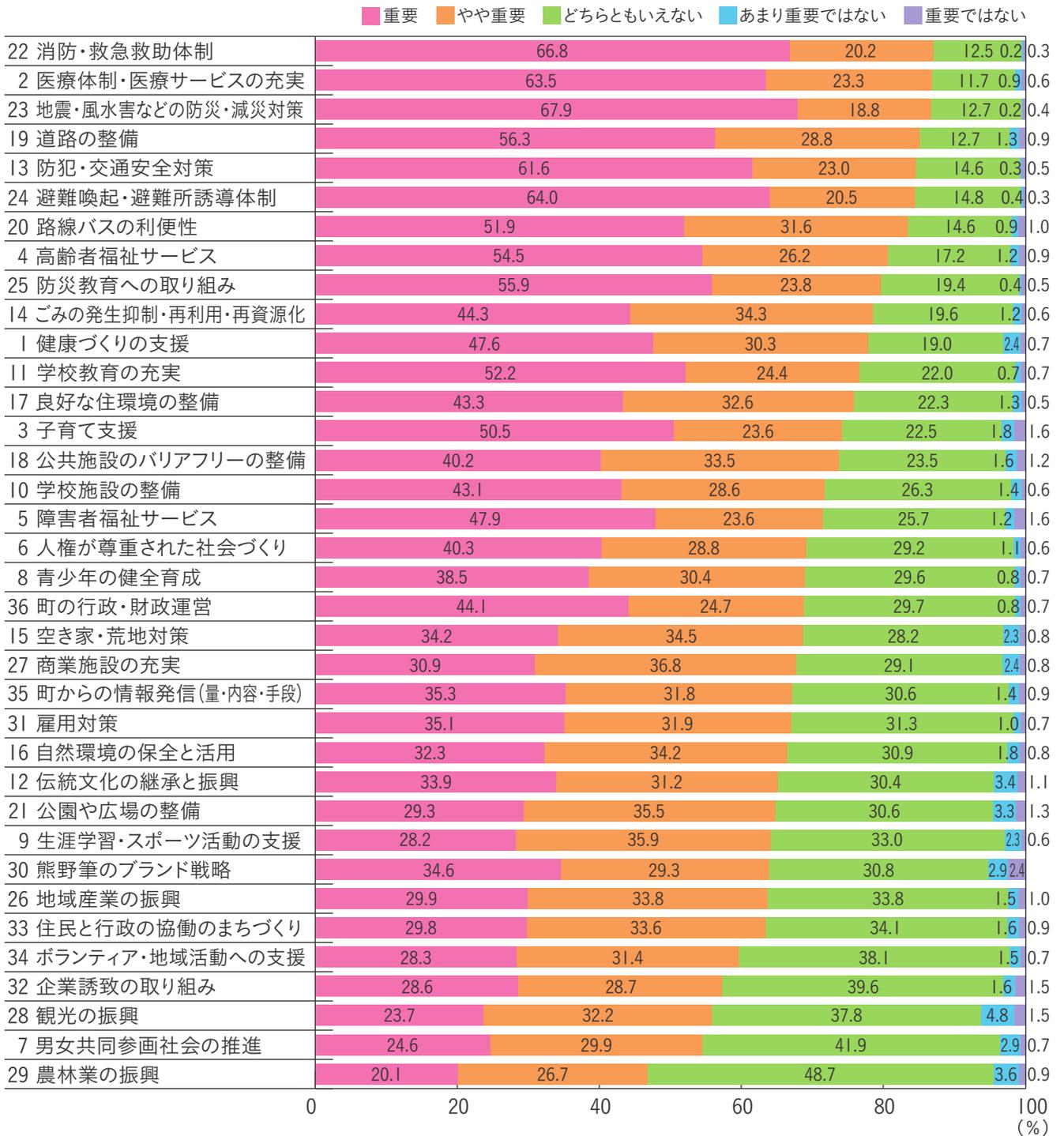
【満足度(令和元年)】



④施策の重要度

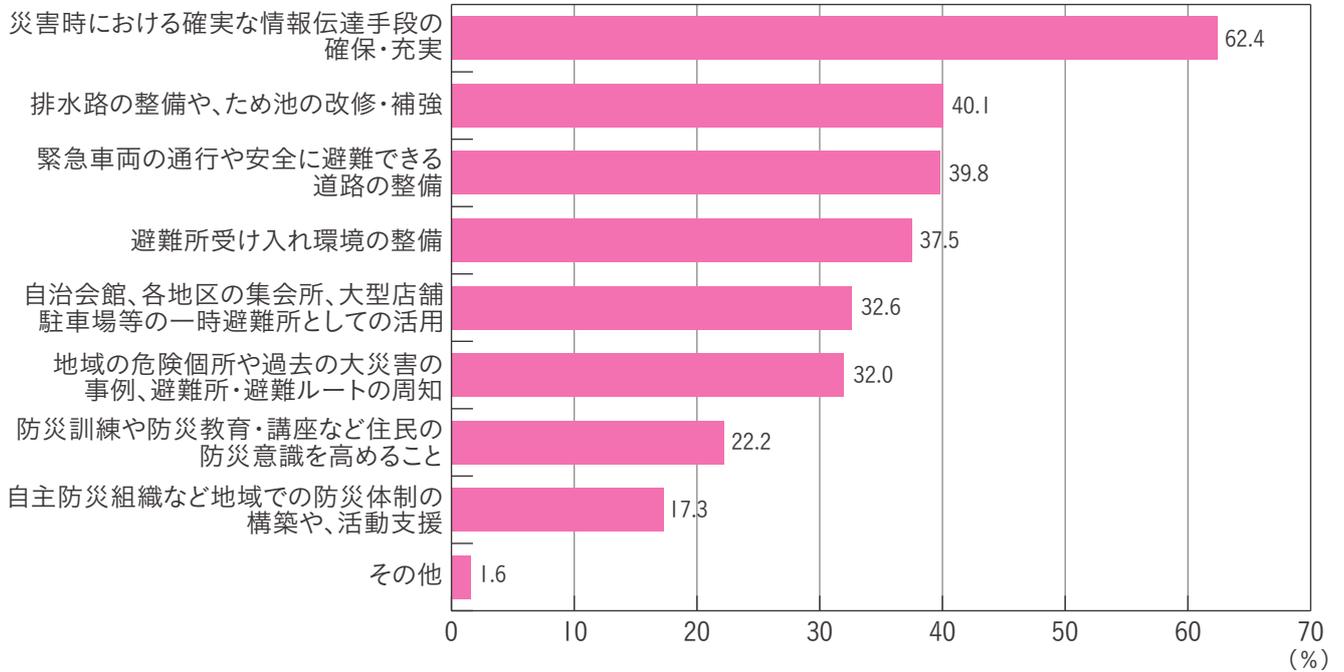
施策の重要度では、消防、救急、防災関係の他、医療、道路交通、バス路線等が高くなっています。「農林業の振興」を除くすべての項目で重要性の合計が過半数となっています。

【重要度(令和元年)】



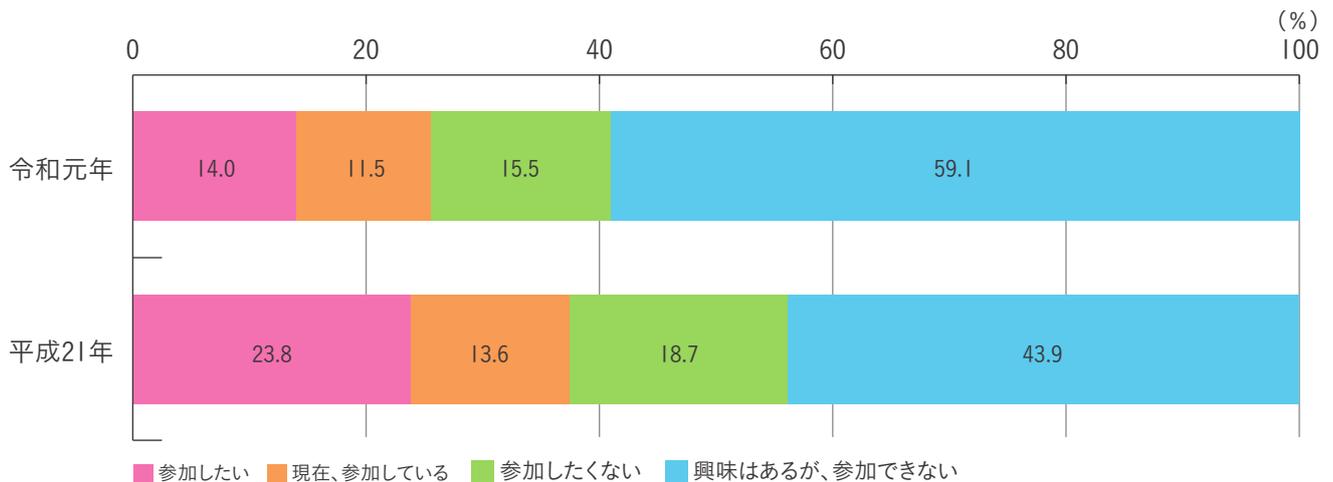
⑤防災・減災の分野で力を入れるべき点

「災害時における確実な情報伝達手段の確保・充実」が62.4%で最も高くなっています。次いで「排水路の整備や、ため池の改修・補強」が40.1%、「緊急車両の通行や安全に避難できる道路の整備」が39.8%、「避難所受け入れ環境の整備」が37.5%が続いています。



⑥地域活動やボランティア活動、協働のまちづくりに参加したいか

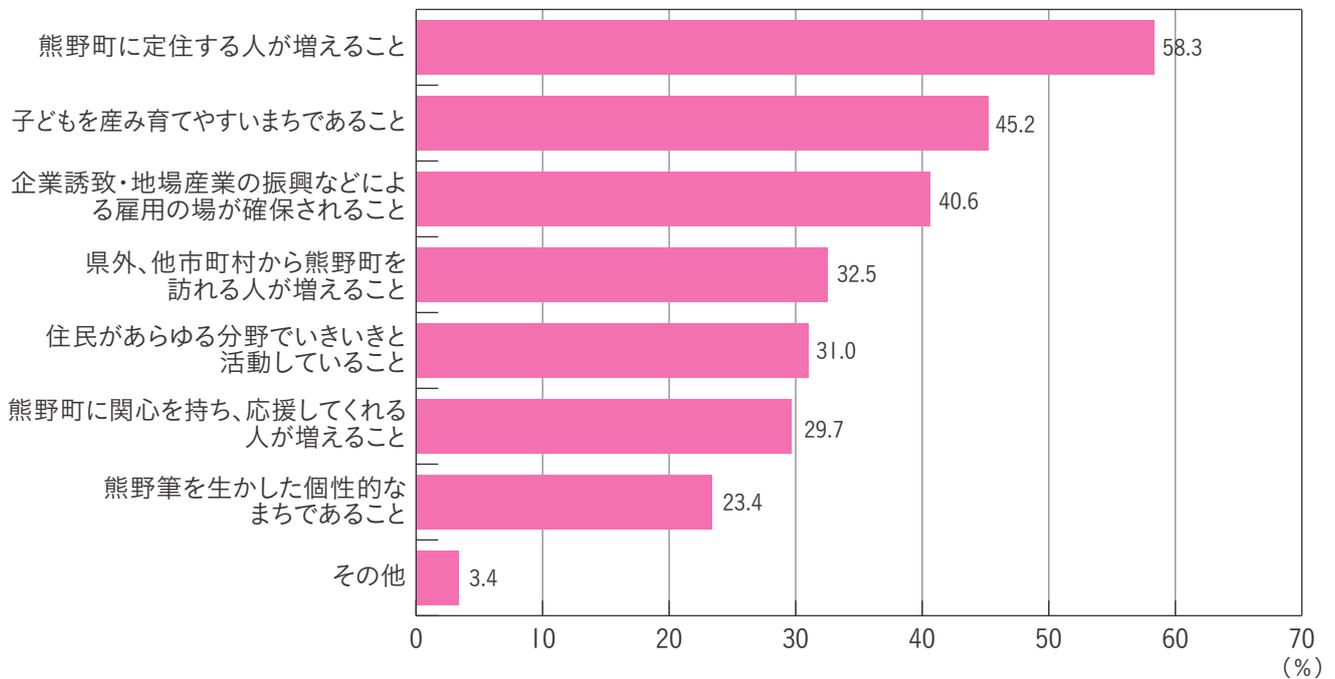
「興味はあるが、参加できない」が59.1%を占めています。【参加したい層（「参加したい」+「現在、参加している」）】が4分の1程度となっています。前回調査時と比較すると、【参加したい層】が減少しています。



資料編

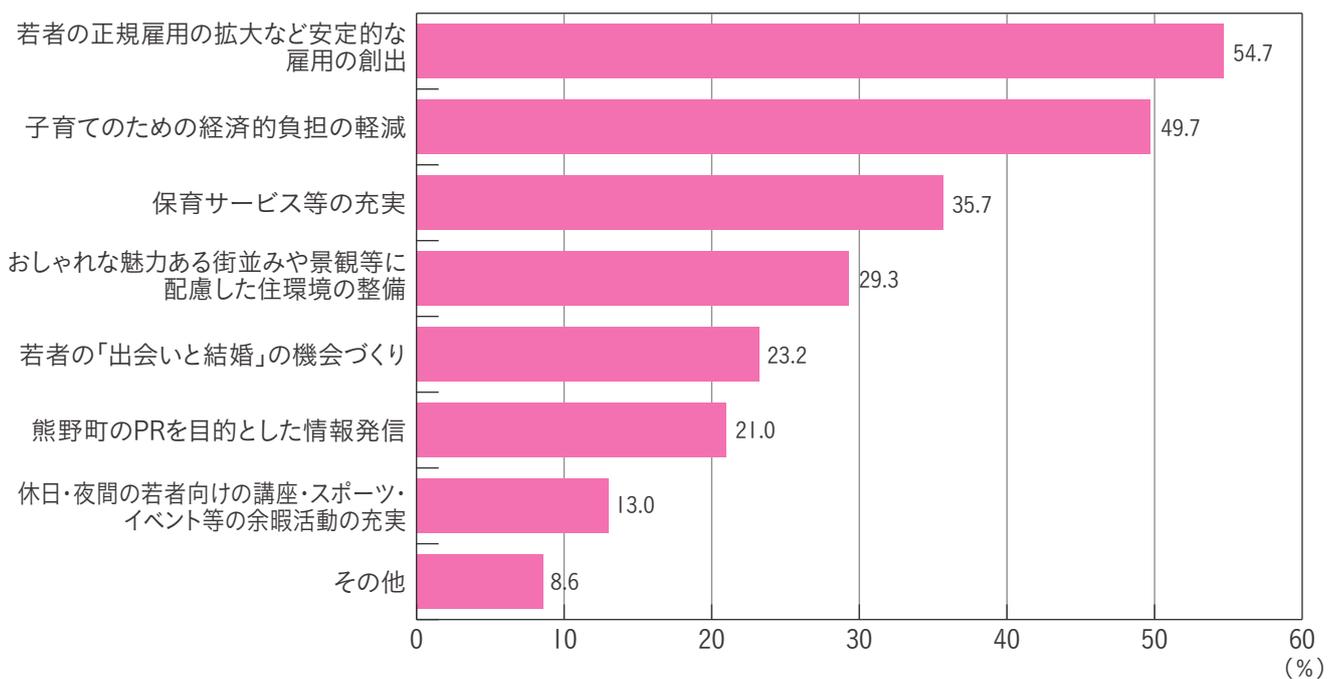
⑦熊野町の活性化に必要だと思うこと

「熊野町に定住する人が増えること」が58.3%で最も高くなっています。次いで「子どもを産み育てやすいまちであること」が45.2%、「企業誘致・地場産業の振興などによる雇用の場が確保されること」が40.6%で続いています。



⑧人口減少対策として、若い人を呼び込むために重要だと思う対策

「若者の正規雇用の拡大など安定的な雇用の創出」が54.7%で最も高くなっています。次いで「子育てのための経済的負担の軽減」が49.7%、「保育サービス等の充実」が35.7%で続いています。



第4節

持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年の国連サミットで採択された令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されており、日本政府としても積極的に取り組んでいます。

熊野町総合計画では、各基本施策と持続可能な開発目標(SDGs)の関連を明確にし、施策に取り組むことにより、SDGsの考え方を取り入れたまちづくりを推進しています。本計画で示してあるロゴの内容は以下のとおりです。



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



10. 人や国の不平等をなくそう
国内及び国家間の格差を是正する



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



15. 陸の豊かさも守ろう
陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



17. パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

熊野町総合計画の基本施策と持続可能な開発目標(SDGs)との関連

| 基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち | |
|------------------------|--|
| 基本施策1 地域福祉の推進 |      |
| 基本施策2 子育て支援の推進 |         |
| 基本施策3 高齢者福祉の推進 |    |
| 基本施策4 障害者福祉の推進 |      |
| 基本施策5 健康づくりと地域医療体制の充実 |  |
| 基本施策6 社会保障の安定 |      |

| 基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち | |
|---------------------------|--|
| 基本施策1 学校教育の推進 |    |
| 基本施策2 生涯学習の振興 |    |
| 基本施策3 文化・芸術の振興 |     |
| 基本施策4 スポーツの振興 |   |
| 基本施策5 人権が尊重された社会づくり |      |
| 基本施策6 青少年健全育成 |   |
| 基本施策7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進 |    |

| 基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち | |
|----------------------|---|
| 基本施策1 移住・定住の推進 |   |
| 基本施策2 商工業の振興 |     |
| 基本施策3 観光の振興 |    |
| 基本施策4 雇用の促進 |     |
| 基本施策5 熊野筆ブランドの充実 |     |

| 基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち | |
|-----------------------|--|
| 基本施策1 防災・減災対策の強化 |    |
| 基本施策2 砂防・治山・治水の推進 |    |
| 基本施策3 消防・救急体制の充実 |   |
| 基本施策4 道路・交通網の整備・充実 |    |
| 基本施策5 生活インフラの整備 |         |
| 基本施策6 防犯・交通安全対策の推進 |    |
| 基本施策7 消費者の保護と意識啓発 |  |

基本目標 5 人と自然が調和する美しいまち

| | |
|--------------------|--|
| 基本施策1 土地利用と都市計画の推進 |      |
| 基本施策2 公園・緑地の整備・保全 |  |
| 基本施策3 自然環境の保全 |       |
| 基本施策4 循環型社会の形成 |       |
| 基本施策5 美しい景観の形成 |   |
| 基本施策6 農地の維持 |    |

基本目標 6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち

| | |
|------------------------|---|
| 基本施策1 町民参画の推進 |    |
| 基本施策2 効率的・効果的な行財政運営の推進 |     |
| 基本施策3 スマート自治体への体制整備 |     |
| 基本施策4 広域連携の推進 |   |

第5節

用語解説

| 番号 | 用語 | 解説 |
|-----|--------------|---|
| ※1 | 団塊の世代 | 日本で昭和22年から昭和24年までのベビーブーム時代に生まれた世代。 |
| ※2 | 生産年齢人口 | 15～64歳人口のこと。 |
| ※3 | グローバル化 | 政治・経済・文化など、様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えて、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。 |
| ※4 | インバウンド | 「内向きの」という意味をもつ言葉。一般的に観光において、外国人旅行者を自国へ誘致する動きや訪日外国人旅行のことを指す。 |
| ※5 | ワーク・ライフ・バランス | 働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。 |
| ※6 | CCRC | Continuing Care Retirement Communityの略。仕事をリタイアした人が元気なうちに地方に移住して活動的に暮らし、介護や医療が必要になっても同所で継続的にケアを受けられる地域づくりのこと。 |
| ※7 | PPP/PFI | Public Private Partnership と Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。PFIはPPPの手法の一つ。 |
| ※8 | ICT | Information and Communication Technologyの略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。 |
| ※9 | デジタル技術 | すべての情報を数字に変換して処理する技術のこと。音声や映像から金融情報や医療情報、知能まで、あらゆる情報を数字のデータであるデジタル情報に変えることで、ICTの発展や業務の効率化、高付加価値の創出に向けた取組が期待されている。 |
| ※10 | エネルギーミックス | 安定的に電力の供給を維持するために、火力発電や水力発電、原子力発電に再生可能エネルギーと、様々な手法の発電方法を組みあわせること。 |
| ※11 | SDGs | Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。 |
| ※12 | 伝統的工芸品 | 伝統的工芸品とは、①主として日常生活の用に供されるもの。②その製造過程の主要部分が手工業的であるもの。③伝統的な技術又は技法により製造されるもの。④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるもの。⑤一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているもの。この5つの項目をすべて満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことをいう。 |
| ※13 | 人口動態 | 一定期間内のある地域の人口変動(出生数・死亡率に左右される変動)。 |
| ※14 | 社会動態 | 一定期間における転入・転出及びその他の増減に伴う人口の動き。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|-----|---------------|--|
| ※15 | 老年人口 | 65歳以上人口のこと。 |
| ※16 | 年少人口 | 0～14歳人口のこと。 |
| ※17 | 経常収支比率 | 人件費、公債費といった、義務的に支出せざるを得ない経常的経費に、地方税、地方交付税といった経常的に入る一般財源が、どの程度充てられているかをみるための比率のこと。 |
| ※18 | 地域ブランド | 地域を主に経済的な側面から捉えたときの、生活者が認識する様々な地域イメージの総体。 |
| ※19 | ワークショップ | 「ワークショップ(workshop)」は「工場」「作業場」など共同で何かをつくる場所の意味。住民参加のまちづくりなどでは、参加者が主体となって積極的に「参画」や「体験」をし、提案などをまとめる作業の手法でもある。 |
| ※20 | シビックプライド | まちに対する町民の誇りや愛着・まちの一員としての自覚を持ち、「郷土愛」といった想いを、具体的な行動につなげようとする当事者意識のこと。 |
| ※21 | 合計特殊出生率 | 15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数。 |
| ※22 | サプライチェーン | 商品や製品が消費者に届くまでの一連の生産・流通プロセスのこと。 |
| ※23 | 市街化調整区域 | 都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。 |
| ※24 | 既存ストック | これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。 |
| ※25 | スカイライン | 山や建物などが空を区切ってつくる輪郭のこと。 |
| ※26 | ステークホルダー | 事業に対し、関心や懸念、利害関係があると想定される関係者のこと。 |
| ※27 | スマート自治体 | 自治体が今後も、安定して質の高い行政サービスを提供し続けていくために、AIやロボティクス等先進技術を積極的に駆使しながら、各職員が、より付加価値の高い業務に注力できる体制を構築し、効果的・効率的に行政サービスを提供すること。 |
| ※28 | AI | Artificial Intelligenceの略。人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。 |
| ※29 | ロボティクス | ロボットの設計やロボット工学といった製造などに関する研究及びビジネスの現場におけるロボットの運用に関する研究のこと。 |
| ※30 | 重要業績評価指標(KPI) | KPIはKey Performance Indicatorの略。最終的な目標を達成するために必要なプロセスを管理するための指標のこと。本計画では基本施策ごとの個別の評価指標のことであり、重点目標達成指標(KGI)を達成するための評価指標としている。 |
| ※31 | 重点目標達成指標(KGI) | KGIはKey Goal Indicatorの略。組織が最終的に達成すべき目標であり、結果指標のこと。本計画では重点戦略及び基本目標ごとの総合的な評価指標のことである。 |
| ※32 | マクロ経済 | 経済を捉える際に、一国の経済全体をみるもの。経済の三態(政府・企業・家計)を総体としてみる。GDP成長率などの経済成長率や、消費者物価指数などの物価指数など、経済指標等で、経済を数値的に捉えること。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|-----|------------------------------|---|
| ※33 | Society5.0 | 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。 |
| ※34 | 交流人口 | 地域外から主に観光などが目的でその地域を訪れる人々のこと。 |
| ※35 | 関係人口 | 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。 |
| ※36 | 広島広域都市圏 | 広島市の都心部から概ね60km圏内にある都市圏域のこと。東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの24市町で構成されている。 |
| ※37 | 広島中央地域連携 中枢都市圏 | 広島県沿岸部のほぼ中央に位置する4市4町で形成する圏域のこと。連携中枢都市圏とは、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するため、中核市などの一定の要件を満たす都市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町が「連携協約」を締結することで都市圏を形成し、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に係る連携施策を実施している。 |
| ※38 | 自主防災組織 | 地域住民による任意の防災組織をいう。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。 |
| ※39 | IoT | Internet of Thingsの略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組みのこと。 |
| ※40 | DX (デジタルトランスフォー メーション) | 「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出し、柔軟に改変すること。 |
| ※41 | イノベーション | 新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。 |
| ※42 | NPO | Non-Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。 |
| ※43 | 成年後見制度 | 知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等権利の保護を行う制度。 |
| ※44 | 地域包括ケア | 医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方。 |
| ※45 | ライフサイクル | 人の生から死まで人生の経過を円環にして描いて説明した、人生の成長過程のこと。 |
| ※46 | ネウボラ | 「ネウボラ」はフィンランド語で「アドバイス(ネウボ)の場所(ラ)」という意味。フィンランドのネウボラは、妊婦健診や乳幼児健診など妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うための地域拠点で、「かかりつけのネウボラ保健師」を中心に妊娠期から就学前までの子どもの成長を支援し、母や子などの健康や子育てに関する様々な相談に応じることをいう。「くまの版ネウボラ」も妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援を行い、いつでも誰でも利用できる子育て・見守り拠点を目指している。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|-----|---------------------------|---|
| ※47 | SNS | Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。 |
| ※48 | ツール | 特定の機能を持った道具。 |
| ※49 | 認定こども園 | 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設。学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。 |
| ※50 | ブックスタート | 「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つことを応援する運動。 |
| ※51 | プラチナ世代 | 高齢者になって年齢を重ねても、地域や社会の中で自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている方々のこと。 |
| ※52 | ノーマライゼーション | 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会が普通の社会であるという考え方。 |
| ※53 | ライフステージ | 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階のこと。 |
| ※54 | 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。 |
| ※55 | 第二次救急医療体制 | 初期救急医療は外来診療によって救急医療を行う最も地域に密着した体制であり、「在宅当番医制」「休日夜間急患センター」「休日等歯科診療所」等によって行われている。二次救急医療は、入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療で、「病院群輪番制病院」を基本に、救急告示医療機関も含め休日・夜間における体制が確保されている。三次救急医療は、二次救急医療機関では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重篤な傷病者等に対し、24時間体制で高度な医療を総合的に提供するもの。 |
| ※56 | スキル | 教養や訓練を通じて獲得した能力のこと。 |
| ※57 | アプローチ・カリキュラム及びスタート・カリキュラム | アプローチ・カリキュラムとは保育所や幼稚園が中心となって編成する年長児のカリキュラムで、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするもの。スタート・カリキュラムは小学校が中心となって編成する小学校第1学年のカリキュラムで、幼児期の教育を通じて育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を充実させ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能とする教育課程の実現につなげるもの。 |
| ※58 | GIGAスクール構想 | 子どもたちへ1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。 |
| ※59 | キャリア教育 | 児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。若者の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を通じて、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を図ること。 |
| ※60 | コミュニティ・スクール | 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させる仕組みのこと。 |
| ※61 | 適応指導教室 | 不登校児童生徒に対して、個別のカウンセリングや教科指導等を行う教室のこと。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|-----|-----------------------|--|
| ※62 | スクールソーシャルワーカー | 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。 |
| ※63 | ALT | Assistant Language Teacherの略。外国語指導助手。小中学校等の外国語(主として英語)の授業において、その言語を母語とし、教師を補助する助手のこと。 |
| ※64 | 鑑賞教育 | 美術作品を通じて鑑賞者の観察力やコミュニケーション力を育成する教育カリキュラムのこと。 |
| ※65 | DV (ドメスティックバイオレンス) | DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。 |
| ※66 | 男女共同参画 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。 |
| ※67 | ジェンダー | 生物学的性別(sex)に対する、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習のなかには、社会によって作りあげられた「男性像・女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(gender)という。 |
| ※68 | アンコンシャス・バイアス | 無意識の偏見・思い込みのこと。過去の経験や周りの環境などから、自分自身では気づかないうちに身についたものの見方や捉え方の偏り。 |
| ※69 | 性的マイノリティ | 性的少数者やセクシュアルマイノリティともいう。同性に恋愛感情を抱く人や、自分の身体の性に違和感を覚える人、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない・わからない人など、性的指向や性自認が少数派の人々の総称。 |
| ※70 | 人権の花運動 | 配布された花の種子、球根等を児童が協力して育てることにより、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、やさしさと思いやりの心を体得することを目的とした運動。 |
| ※71 | 人権ホットライン | 人権問題についての相談を受けつける専用相談電話のこと。 |
| ※72 | パートナーシップ宣誓制度 | 地方自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度。 |
| ※73 | UIターン | Uターンは出身地に戻ることを、Iターンは出身地以外の地方へ移住すること、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住することを指す。 |
| ※74 | 都市計画マスタープラン | 都市計画法に基づき、将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画。今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進めるうえでの指針となる。 |
| ※75 | ストリートファニチャー | 街灯、ベンチ、電話ボックス、郵便ポストなどの屋外装置物の総称。 |
| ※76 | キャッシュレス決済 | クレジットカード、電子マネー、口座振替を利用するなど、現金以外の方法で支払いを行う方法のこと。 |
| ※77 | デリバリー・ テイクアウトサービス | デリバリーは、弁当や料理・食材などを出前・配達する業者、またその食品のこと。テイクアウトは、客が飲食物を店内から持ち出して自宅へ持ち帰るなどして店外で食べる飲食店のシステムのこと。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|-----|-------------|---|
| ※78 | コンテンツ | 文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のこと。電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指して使われる場合が多い。 |
| ※79 | モビリティ | 個人の空間的移動のしやすさを表す。モビリティには、交通手段選択の自由度や移動における速達性や快適性、安全性、所要時間の信頼性などが含まれる。 |
| ※80 | Wi-Fi | パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術。 |
| ※81 | ゲストハウス | ホテルや旅館と比べて、比較的安価に泊まれる宿泊施設のこと。ベッドルーム以外のリビング・キッチン・トイレ・シャワーなどを他の宿泊者と共用したり、オープンスペースや交流スペースなど宿泊者同士の交流も楽しめる施設のこと。 |
| ※82 | 町外情報発信拠点 | 本町との連携のもと、町外において、熊野筆の販売に加えて、本町の文化と筆づくりの技術の高さなどを伝える店舗などのこと。 |
| ※83 | コミュニティビジネス | 町民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する取組。 |
| ※84 | 地区計画制度 | 地区の制度を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。 |
| ※85 | Kマーク | 熊野製の筆であることの認知と、海外製などの他製品との差別化を図ることを目的に、製品に表示する統一ブランドマークのこと。 |
| ※86 | フィードバック | 顧客など製品・サービスの利用者からの反応・意見・評価。また、そうした情報を関係者に伝えること。 |
| ※87 | ふるさと納税リピート率 | 連続する2年度において、各年度に1回以上続けて本町に寄附した人の割合。 |
| ※88 | 製筆技術研修 | 本町が支援し、熊野筆事業協同組合が主催する筆事業者のスキルアップなどを目的とした研修。 |
| ※89 | ブランド推進研修会 | 熊野筆のブランド価値の向上などを目的に、本町が支援し、熊野筆事業協同組合が筆事業者向けに開催する研修会。 |
| ※90 | 自主防災アドバイザー | 県が養成した「ひろしま防災リーダー」をはじめ、自主防災組織の結成及び活動に関して、知識や技能を有する人たちのこと。防災訓練や演習の支援、講演会などを行っている。 |
| ※91 | ハザードマップ | 地震や洪水などの災害が起きたときの危険個所などを予測し、地図にまとめたもの。 |
| ※92 | 国土強靱化基本計画 | 国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、国において国土強靱化基本計画が策定された。強靱とは強くしてしなやかなことをいい、国土強靱化とは国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことをいう。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|------|------------------|---|
| ※93 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。 |
| ※94 | 閾値 | 数値的な境目、境界線となる値を意味する表現。 |
| ※95 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。 |
| ※96 | 被災者生活サポート“ボラネット” | 被災者生活サポートボラネットは、災害時の「共助」（被災者生活サポートボランティア活動）を進めるために協働するネットワークのこと。災害の被災地に対し、被災者生活サポートボランティア活動による支援を行うため、関係機関・団体が後方からの支援体制を迅速に備え、人材、財源を投入していくことを目的としている。 |
| ※97 | 立地適正化計画 | 急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。 |
| ※98 | 浚渫 | 海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。 |
| ※99 | 水源涵養 | 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。 |
| ※100 | ボトルネック | 本来は、瓶（ボトル）のくびれ（ネック）の意味。事業の継続や業務復旧の際に、その部分に問題が発生すると全体の円滑な進行の妨げとなるような要素のこと。 |
| ※101 | ライフライン | 主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設のこと。 |
| ※102 | リノベーション | 既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ付加価値を与えること。 |
| ※103 | 空き家バンク | 空き家の賃貸・売却を希望する人から申込を受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。 |
| ※104 | キッズゾーン | 特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域であって、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500メートルを目安として設定するもの。（小学校等の「スクールゾーン」に準ずるもの） |
| ※105 | モータリゼーション | 自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること。 |
| ※106 | ビッグデータ | 情報通信技術の進歩によってインターネット上で収集、分析できるようになった膨大なデータ。そのデータ間の関係性等を分析することで、新たな価値を生み出す可能性のあるデータ集合。 |
| ※107 | 市街化区域 | 都市計画区域のうち、既に市街化している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいう。 |
| ※108 | 区域区分 | 無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|------|--------------------------------|---|
| ※109 | 低未利用地 | 適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。 |
| ※110 | コンパクト+ネットワーク | 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業棟の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。 |
| ※111 | リノベーションまちづくり | 遊休不動産のリノベーションを連鎖的に展開し、建物の再生に留まらないエリアの再生を目指す取組。 |
| ※112 | ウォークアブル | 居心地のいい歩きたくなるまちなかの形成を目指したまちづくりのこと。世界の多くの都市で、まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組が進められている。これらの取組は、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止のほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながる。 |
| ※113 | Park-PFI | 平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 |
| ※114 | ポケットパーク | 市街地内につくられた人々が自由に利用できる小規模なオープンスペースのこと。 |
| ※115 | 4R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル) | ごみの減量化や再資源化を進めるための方法で、Refuse(断る)、Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)の4つを総称している。 |
| ※116 | ストックヤード | 再利用や再生利用を目的としたごみの一時的な保管場所のこと。 |
| ※117 | パブリックコメント制度 | 政策などの意思形成過程において、その趣旨、内容などを広く公表して意見などを求め、提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、意見などに対する実施機関の考え方を公表する一連の制度のこと。 |
| ※118 | まちづくり活動団体 | 地域課題の解決、地域福祉の向上及び良好な地域コミュニティの形成に取り組む団体のこと。 |
| ※119 | 課税客体 | 課税の対象とされる物や行為のこと。 |
| ※120 | スクラップアンドビルド | 限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事業等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ(廃止・縮減)し、それによって生み出された財源をより新しい事業に振り向ける手法のこと。 |
| ※121 | 地方交付税措置 | 国が地方に代わって徴収する地方税であり、都道府県や市町村などの地方公共団体の財源状況を踏まえ、配分されるもので、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定のサービス水準を維持できるよう財源を保障するもの。 |
| ※122 | 起債 | 国・地方公共団体・会社などが資金調達のために債券の発行や募集をすること。 |

| 番号 | 用語 | 解説 |
|------|------------|---|
| ※123 | 業務プロセス | 製品の販売やサービスの提供など、経営の目的を達成するために行われる一連の活動のこと。 |
| ※124 | ニューノーマル | 新たな常態・常識のこと。 |
| ※125 | セキュリティクラウド | 都道府県と市区町村がWebサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。 |
| ※126 | ワンストップサービス | 1か所で様々なサービスや相談が受けられる環境、場所のこと。 |
| ※127 | リモートワーク | 会社の従業員が会社から離れた場所で働く勤務形態のこと。 |
| ※128 | クラウドサービス | 従来は利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。 |
| ※129 | オープンデータ | 国民や企業等の第三者が利用しやすい形で公開されている、国や自治体の保有する公共の情報のこと。 |
| ※130 | スマートシティ | まちの抱える様々な課題に対し、デジタル技術を活用しながらマネジメントを行い、全体として最適化が図られる持続可能なまちのこと。 |